

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和4年6月9日
招集年月日	令和4年6月20日
招集場所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参集時間	午後1時58分、委員18名、事務局3名が参集した。
出席委員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 7 杉浦直美 8 石原國彦 9 鈴木和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計18名
事務局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝奥村由美子、脇坂真也
欠席委員	なし
開会時間	午後2時08分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日程第一	午後2時09分 議事録署名委員の指名 5 高木芳夫 6 永田治男を指名します（会長）
日程第二	議案の審議
議案第1号 1番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】 会 長：地元農業委員さん、補足の説明はございますか。 委員2：この土地は譲渡人の祖父母の頃から譲受人と利用権設定しており、現状を鑑みてもこの先農業を行っていくのは難しいと考えこの度の申請につながったようです。譲受人は現在、畑を耕作してみえますので特に問題はないと思います。 会 長：地元の農業委員さんからの説明がございましたが他にございますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは許可することといたします。 （午後2時14分）
第2号議案 1番	農業振興地域整備計画変更に係る協議について

2 番 3 番 4 番 5 番 6 番	会 長：議案第 2 号の案件につきましては届出物件の地区ごとに区切って審議していただきます。 【議案第 2 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：地元委員のさん、補足説明はありますか。 委員 17：既に農地の端の部分に電柱が設置されていることを確認済みであり、耕作にも支障がないことから問題はないと思います。 会 長：他に何かご意見、ご質問等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは意見なしといたします。 (午後 2 時 2 0 分) 【議案第 2 号 2 番、3 番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元委員さん、補足説明はありますか。 委員 5：2 番案件については、申出者は所有者の長男です。残る農地については畑となっており、落とし口を確認したところ南と北の 2 か所あります。案件としては特に問題ないと思います。 3 番案件については申出者の所有者の三女です。案件自体について問題ないと思います。 会 長：他に何かご意見、ご質問等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは意見なしといたします。 (午後 2 時 2 5 分) 【議案第 2 号 4 番、5 番、6 番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元委員さん、補足説明はありますか。 委員 18：4 番案件については、申出者は所有者の息子です。 5 番案件については、申出者は所有者の孫です。現在は、畑としての耕作がなされています。 6 番案件については、もともとは娘が結婚で外に出たため、相続により娘名義になっていますが、その子供がこちらで就職し仕事をしており、地元での分家住宅の建築を希望しております。約半分の土地を農地として残し、畑として利用する計画です。いずれの案件についても問題はないと思います。 会 長：他に何かご意見、ご質問等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは意見なしといたします。 (午後 2 時 3 2 分)
議案第 3 号	

1 番 2 番	農業振興地域整備計画変更に係る協議および農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画（27号計画）に対する意見について 【議案第3号1番について議案書をもとに説明】 会 長：地元委員さん、補足の説明はございますか。 委員 17：申出者は所有者の孫にあたり、分家住宅の建築を希望されております。 地図のとおり、一団の畑地帯ではありますが、この5年以内に他に2件ほど分家住宅がすでに建っていることや、周りの農地に支障もないため問題はないと思います。 会 長：他に何かご意見、ご質問はありますか。 委員 3：農業の振興に関する計画についてですが、A1～A3まで3地区ありますが、以前はA3地区を皮切りにいろいろ議論しましたが基本的な趣旨や考えは変わっていないですね。変更点等があれば教えてください。 事務局：令和2年の3月総会時からは面積などの数字は最新の情報に更新していますが、文章の内容に関する変更点はございません。 委員 3：土地利用の近況の果樹の面積は今回2.2haであり、以前からすると増加しています。減少傾向にあったのが0.5ha増えたのには何か理由がありますか。どんな状況の場所なのかかわかれば教えてください。 事務局：昨年度5年に1度の農業振興地域整備計画の全体見直しをした際の集計データより引用したものであります。 委員 3：減少傾向にあると認識していた果樹園が知立市内で増加傾向になったのは良い事だと思ったので、どんな要因で増えたのか興味がありました。 会 長：他に何かありますか。 委員 3：これは近代の傾向になりますが土地改良ごとに畑を作ってきていますが、この畑が高齢化に伴い耕作できなくなってきたため耕作放棄農地が発生する等の問題になっております。こういった農地に白羽の矢が立ち分家住宅建築につながっていると思うのですが、敷地いっぱいにか家を建ててしまうと、隣接する農地が畑であることが多いため、日照の問題が生じ、そのような問題が出てくるのではないかと心配です。農業委員会が審議していくので、どういった考えをもって審議すればよいか教えていただければと思います。 会 長：大変難しい問題だと思います。日照だけではなく、騒音、排水などいろいろ触れてきます。近隣市が今回のような案件に対する判断基準をもっているかは把握していないのが現状ですが、何か機会があれば近隣市の情報も踏まえて知立なりに考えていかなければならないと思います。 委員 3：これから無視できない問題ですので、調査ができれば教えていただきたいです。 会 長：他に何かありますか。 委員 2：次の案件の時にお話ししようと思っておりましたが、今の話の日照の問題な
------------	---

	どもそうですが、建築工事の際の問題もあります。一つは工事車両の農地への乗り入れがあったり、近隣の工事の車両までも農地に寄せて駐車していたりします。田植えの時期と重なると作業に支障がでるため困ることもあります。そして業者の出すごみの問題もあります。工事業者も田畑なら問題ないと思うのか、工事の際に使用した養生用のシートやラベル、お弁当のゴミなどが田畑に放置されていることがあります。建築後の起こりうる問題と合わせてこの問題も考慮いただければと思います。 会 長：この２７号計画と今の工事期間中の問題は農業委員会として一緒に考える問題ではなく、どちらかというと建築の問題かと思います。建築業者と近隣の方との申し合わせで取り組むことになってくるのではないかと考えます。 委員 17：先程の委員２さんのお話についてですが、土地改良であれば開発時に必ず土地改良と協議を行います。そして各維持管理組合長のところへ話があります。農道に関することであれば、土地改良から話をすることは可能であるため、市の方で、交通整理をしてもらうといいのかもしれませんが。農業委員会と話を共有しつつできるところに話をしてもらう事は可能だと思います。 会 長：事務局長から何かありますか。 事務局長：開発協議にかかっているものであれば、必ず担当部署なりで先程おっしゃった農業者に考慮するように指示は出しております。しかし開発協議にかかっていない案件もあるので、全てを同じように扱えないという事は若干あります。市の方で開発協議にかかる場合には指導しているということと、車の関係については特に農業委員会ではなく開発協議の中の指導で対応することになるかと思います。建築課の方にも改めて確認させていただきます。 会 長：他に何かありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは意見なしとさせていただきます。 （午後２時５８分） 【議案第３号２番について議案書をもとに説明】 会 長：地元委員さん、補足説明はありますか。 委員 17：申出者は所有者の娘です。過去に２筆ほど東側に分家住宅が建っており、近隣農地も理解を示しているため、問題ないと思います。 会 長：他に何かご意見、ご質問等ございますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは意見なしといたします。 （午後３時２分）
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号	会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：なければ議案の審議は以上といたします。

2 号	
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・公務災害補償制度の加入について ・納税猶予の現地確認について
閉 会 時 間	午後 3 時 8 分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。